

後期高齢者医療保険料徴収方法の変更について

後期高齢者医療保険料が特別徴収(年金からの支払い)で、口座振替での支払いを希望される方は、本市に申請して認定を受けた場合に、保険料を口座振替による支払いに変更できます。

【口座振替を希望する場合】

口座振替依頼と徴収方法変更申出書の提出の手続きが必要になります。下記の【口座振替を選択する手順】により手続きをお願いします。

ただし、保険料の納付状況によっては、口座振替での支払いが認められない場合があります。

【口座振替を選択する手順】

① 金融機関で口座振替の手続きを行う。

(既に口座振替の依頼が済んでいる方は、必要ありません。)

※国民健康保険税の口座振替を依頼されている方も申請が必要になります。

※振替口座は、本人名義以外の口座でも手続きできます。

●手続きに必要なもの

・口座振替依頼書(申込用紙は各金融機関に備えてあります。)

・振替を行う預金口座の通帳と届け出印

② 神栖市役所で徴収方法変更の手続きを行う。

(神栖市役所 国保年金課 または、波崎総合支所 市民生活課)

●手続きに必要なもの

・①の手続きで行った口座振替依頼書の依頼者控え

・神栖市後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出書(市役所でお渡しします。)

・被保険者証

・印(シャチハタ以外)

ご注意いただきたいこと

- ①徴収方法変更の決定後、年金天引きを中止するのに、3～4か月かかります。
- ②国民健康保険税を口座振替により支払いになられていた方も、後期高齢者医療制度へ加入された場合は、再度口座振替の手続きが必要となります。
- ③口座振替を選択した場合、確定(住民税)申告の際、口座名義人が社会保険料控除として計上することができます。

扶養されている方等の保険料を扶養等している方が口座振替により支払った場合、扶養等している方の社会保険料控除に含めて計上できます。これにより、扶養等している方の所得税や住民税の課税額が少なくなることがあります。

詳しくはお近くの税務署までお問い合わせください。

④年金引き・口座振替される保険料額について

●年金引きは、年金よりあらかじめ保険料を年金保険者(厚生労働省等)が差し引き、直接本市へ納入いたします。1年間(4月～翌年3月)の保険料が、4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回に分けて差し引かれることとなります。

なお、4月・6月・8月は、1年間の保険料が7月に確定するため、前年度所得より仮算定した保険料となります。10月・12月・翌年2月は、確定した保険料と4月・6月・8月の仮算定分との差額となります。

●口座振替は、7月に1年間の保険料を確定したものを、7月～翌年2月(毎月)までの8回で指定された口座より振り替えを行います。

<お問合せ先>

神栖市役所 国保年金課 医療福祉G
電話 0299-90-1143(直通)